

**財務省第9入札等監視委員会
平成26年度第3回定例会議議事概要**

| | | |
|----------------------|--|---|
| 開催日及び場所 | 平成27年4月3日（金） 大阪合同庁舎第三号館 会議室 | |
| 委員 | 委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） | |
| 審議対象期間 | 平成26年10月1日（水）から平成26年12月31日（水）まで | |
| 抽出案件 | 4件 | （備考） |
| 競争入札（公共工事） | — | |
| 随意契約（公共工事） | 1件 | 契約件名： 小松空港出張所C I Q庁舎非常用発電機No.2修繕工事 |
| | | 契約相手方： 北菱電興 株式会社 |
| | | 契約金額： 5,103,000円 |
| | | 契約締結日： 平成26年12月26日 |
| 競争入札（物品役務等） | 3件 | 契約件名： 建物収去等に係る強制執行補助業務（枚方市都丘町） |
| | | 契約相手方： 大池商事 株式会社 |
| | | 契約金額： 2,916,000円 |
| | 3件 | 契約締結日： 平成26年11月28日 |
| | | 担当部局： 近畿財務局 |
| | | 契約件名： 物品管理システム移行データ抽出作業について |
| 3件 | 契約相手方： 株式会社 リコー | |
| | 契約金額： 4,080,240円 | |
| | 契約締結日： 平成26年11月27日 | |
| 3件 | 担当部局： 神戸税関 | |
| | 契約件名： 水口、今津、下京、峰山、兵庫、伊丹、西脇及び和田山税務署ガスエンジンヒートポンプ式空調機点検整備 | |
| | 契約相手方： 株式会社 フレイム | |
| 3件 | 契約金額： 4,622,400円 | |
| | 契約締結日： 平成26年10月16日 | |
| | 担当部局： 大阪国税局 | |
| 随意契約（物品役務等） | — | |
| 応札（応募）業者数1者関連 | 3件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物収去等に係る強制執行補助業務（枚方市都丘町） ・ 物品管理システム移行データ抽出作業について ・ 水口、今津、下京、峰山、兵庫、伊丹、西脇及び和田山税務署ガスエンジンヒートポンプ式空調機点検整備 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 下記のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| <p> 契約件名 : 建物収去等に係る強制執行補助業務 (枚方市都丘町) 契約相手方 : 大池商事 株式会社 契約金額 : 2,916,000円 契約締結日 : 平成26年11月28日 担当部局 : 近畿財務局 </p> <p> 本件について、照会があったのは契約相手方以外に何者あったのか。 </p> <p> なぜ他者が入札に参加しなかったと考えるか。 </p> <p> このような強制執行補助業務は、発注が継続的にあるような業務か。 </p> <p> この強制執行補助業務の入札参加には、特別な技能や経験が必要か。 </p> <p> それでは、入札参加可能な者は、工事業者とか解体業者等に限らず、ある程度は存在しているということか。 </p> <p> 今後の改善策として、施工できそうな者が少数であるならば、そこは特定の者だけを有利に扱えないよう配慮しながら、業者に直接案内するなど、公告方法の改善策を検討されたい。 </p> | <p> 契約相手方を含めて2者あった。 </p> <p> 具体的な理由は分からないが、今回業務の現場の状況等を勘案して入札に参加しなかったものと考えている。 </p> <p> 当局では、過去3か年では同様の事例の発注実績はない。 ただ、発生し得る事例ではある。 </p> <p> 入札参加には全省庁統一資格である「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であれば、特別な技能や経験は必要ない。 </p> <p> そうである。 強制執行補助業務で実績を積んでいる者もいるようである。 ただ、強制執行補助業務を行っている者であっても、入札参加に必要な前述の競争参加資格の登録をしていない者もある。 </p> <p> 公平性を保つ必要があるが、関係機関などと調整を図りながら検討していきたい。 </p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p> 契約件名 : 小松空港出張所C I Q庁舎非常用 発電機No.2 修繕工事 契約相手方 : 北菱電興 株式会社 契約金額 : 5,103,000円 契約締結日 : 平成26年12月26日 担当部局 : 大阪税関 </p> <p> 随意契約となった理由は、応札者がなく入札不調 となったためであり、入札説明時に問合せをしてき た業者に、再度見積書の提出を依頼したということ か。 </p> <p> 資格を有してない業者に決まったのか。 </p> <p> 見積書を依頼した金額はいくらか。 </p> <p> 予定価格調書に近い金額の見積書を出してきた理 由は考えられるか。 </p> <p> 入札公告をする前に契約した業者から見積書を徹 していたのか。 </p> <p> 予定価格を算出するために他の業者から見積書を 事前に徹していたが、契約者は知らなかった。それ なのになぜ予定価格に近い金額で出てくるのか。 </p> | <p> そうである。 </p> <p> 4者に入札説明しており、仕様書等の内容から工 期が間に合わない等の理由により2者が不参加とな り、資格審査の等級決定通知書の要件を満たしてい ないという理由と仕様記載のエンジンと違うメーカ ーで考えており、その互換性が確認できないという 理由で不参加となった業者が各1者いた。 </p> <p> その業者のうちから、資格審査はないが工期は十 分履行できるという業者と、小松空港の非常用発電 機の点検業務を担っている業者の2者から見積書を 徴した。 </p> <p> そうである。 </p> <p> 税込みで5,103,000円である。 </p> <p> 予定価格の積算は、本来は物価資料、一般的に販 売されている価格資料を基に金額を算出するが、エ ンジンやそれに伴う作業費は、資料には掲載されて おらず、複数の業者見積の金額を採用している。 </p> <p> 今回の案件は、業者見積が予定価格の大部分を占 める形になり、結果的に落札価格が予定価格に近い ものになったと考えられる。 </p> <p> 契約した業者はこれまで別案件でも契約しておら ず、入札説明時に初めて来庁しており、見積書を入 札前に徴していなかった。 </p> <p> 2者の業者見積を基に予定価格を算出しており、 その価格が一般的に、適正な市場価格と判断してい る。結果として予定価格に近い価格が出てきたもの と思われる。 </p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>予定価格の積算で、金額的に大きく割合を占めるエンジンは、2者から見積書を徴した中、一番重要な部分だと思うが、それ以外の経費で現場管理費等がある。</p> <p>一般性つまり市場性がないことから業者2者からの見積価格を参考に予定価格調書を作成した。市場性があれば、同程度の金額の見積書を出すことは他の業者も可能と思われるが、市場性がないにもかかわらず、同程度の金額の見積書を出すことは起こりえないと思われるが、その点はどう考えているか。</p> <p>機器代金が確定すればその他の経費は、ほぼ自動的に出てくるものだからあまり差がないと、こういうことか。</p> <p>随意契約で契約を結ぶときの価格の決定の手順はどのように行うのか。</p> <p>予定価格の範囲内の見積書が提出されなければ断るのか。</p> <p>それを何回か行い、結果として予定価格の範囲内で契約となるのか。</p> <p>発電機のエンジンが故障しているということであったが、発電機として機能しないということか。</p> <p>いつごろからそういう状態になったのか。</p> <p>予定価格と契約金額に近いがどうしようもないのか。</p> <p>本件の改善策はあるのか。</p> | <p>エンジンや部品類で一般の市場に出回っていない物やそれに伴う作業費については見積書を徴取し、それ以外については、インターネットや物価資料から算出し予定価格を作成している。その他の経費として現場管理費等を積算している。結果として、見積書を徴した金額と予定価格が近くなったと考えている。</p> <p>本工事の多くを占めるこの機器代金が確定すれば、その他の経費は業者ごとに多少違いはあるが、結果的に同じような価格になったと思っている。</p> <p>先ほどの2者に対してこの仕様書の内容の工事に係る見積書を徴し、見積書の比較から予定価格の範囲内で最低価格の者を契約相手方として決定する。</p> <p>そうである。</p> <p>今回、見積書の提出は1回のみである。 ほかの案件で予定価格の範囲外であれば、再度、見積書の提出をお願いしている場合がある。</p> <p>そうである。</p> <p>昨年5月である。その時点で修理可能か業者に調査を依頼し修理不可能であったことから、その後に予算要求にかかる調整等で時間を要し、12月の入札となった。</p> <p>結果としては、そうである。</p> <p>工期を今回は3月31日までとしていたが、入札不参加の理由でその時期に作業員の確保ができないという業者がいたので、例えば工期末を2月末にするなど、なるべく3月の年度末を避けて設定し、その分前倒しで調達準備を早めるよう検討し、複数業者の入札参加が見込めるよう努めたい。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| <p> 契約件名 : 物品管理システム移行データ抽出作業について 契約相手方 : 株式会社 リコー 契約金額 : 4,080,240円 契約締結日 : 平成26年11月27日 担当部局 : 神戸税関 </p> <p>改善策について再度説明願う。</p> <p>神戸税関が一括して全国税関分を契約した理由は。</p> <p>予定価格調書に参考見積とあるが業者名は。</p> <p>改善策で仕様や予定価格の作成の際は、内容を精査することのだが、どのように精査しているのか。</p> <p>参考見積書を作成する前段階で、開発業者や各税関と十分打合せをし、最小限としたということであるが、最終的な参考見積価格が妥当か否か、外部のコンサルタントにアドバイスを求めるのも検討課題の一つではないか。</p> | <p>今回のようなシステムにかかる契約は、システム開発業者が有利であり、一者応札となる可能性が非常に高くなるが、今後も一者応札が予想される契約は、業者の言いなりとならないよう仕様書と予定価格を十分精査することで、適正な契約が締結できると考えている。</p> <p>当該システムは平成7年に導入した際、神戸税関が一括して契約しており、現在でもサポート契約などの窓口を神戸税関が担当している。全体的な流れとしては、集約可能なものは集約し、東京税関で一括調達する契約が増加している。</p> <p>落札業者である株式会社リコーである。</p> <p>作業内容に関しては開発業者に確認し、参考見積書の作業項目についても職員で対応できるものは作業項目から外すなど必要最小限としている。また、作業員の単価など積算資料等で公表されているものは、公表価格と比較検討している。</p> <p>今後の参考とさせていただく。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|--|
| <p> 契約件名 : 水口、今津、下京、峰山、兵庫、伊丹、西脇及び和田山税務署ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機点検整備 契約相手方 : 株式会社 フレイム 契約金額 : 4,622,400円 契約締結日 : 平成26年10月16日 担当部局 : 大阪国税局 </p> <p> 契約締結日が10月16日、完成期限が11月25日と工事期間は約1か月であり、業者の準備期間を考慮すると厳しい工期設定となっているが、多くの業者が入札参加しやすいよう工事時期の変更や工事期間を長くすることはできないのか。 </p> <p> 1府2県という広範囲の工事場所を一括発注しているが、地域を分割して発注することは検討しなかったのか。 分割発注にすれば、移動費等の経費が不要となるため安価になるのではないのか。 </p> <p> 一括発注と分割発注について、どちらが経済的かを比較検討するため、分割発注をした場合の見積りを、業者から参考徴取してはどうか。 </p> | <p> ご意見を踏まえ、対応方を検討する。 </p> <p> 業者から事前に近畿圏内であれば問題なく施工できること、また、分割発注すると工事規模が縮小し工事単価が上昇する可能性があるという意見を聴取していたため一括発注したものである。 なお、近畿圏内であれば問題なく施工できるという業者意見を踏まえて、移動費は考慮していない。 </p> <p> ご意見を踏まえ、対応方を検討する。 </p> |